

第二百七十二号議案

旅券法関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年十二月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

旅券法関係手数料条例の一部を改正する条例

旅券法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十二号）の一部を次のように改正する。
別表一の項中「二千円」を「二千三百円」に、「四千元」を「四千三百円」。ただし、電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により当該処分の申請をする場合にあつては、千九百円（法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、三千九百円）とする。」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旅券法関係手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

旅券法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十八号）の施行に伴い、一般旅券の発給の申請に係る手数料の額を改定する必要がある。